

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 4月10日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

記

業務名	(管委8-5) 都市公園等の除草業務委託 (中部地区)		
業務場所	市内一円 (中部地区)		
委託期間	令和8年5月27日 ~ 令和8年11月10日 168日間		
業務概要及び条件	都市公園等の除草 業務場所： 公園・遊園 巨椋児童遊園 含む 103箇所 緑地・緑道 出口緑地 含む 13箇所 計116箇所 業務内容： 除草工 機械除草 A=37,489㎡ 人力除草 A= 3,846㎡		
予定価格	¥5,498,900 (税込)	最低基準価格	¥3,849,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
参加資格者名簿登録(市内本店) ※「都市公園等の除草業務委託(北部地区)」、「都市公園等の除草業務委託(中部地区)」及び「都市公園等の除草業務委託(南部地区)」については、いずれか一つの案件にのみ入札参加することができるものとする。			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和8年4月16日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 なし			
入札予定	予定日 令和8年5月20日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前払金	無	部分払	有(1回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年4月10日（金）午前9時から
令和8年4月23日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

特記仕様書

業務番号	管委 8-5
業務名	都市公園等の除草業務委託（中部地区）
業務場所	宇治市内一円
委託期間	契約日～令和 8 年 11 月 10 日

1. 適用範囲

本特記仕様書（以下「仕様書」という）は、管委 8-5 都市公園等の除草業務委託（中部地区）（以下「本業務」という）に適用する。

2. 業務場所

本業務で対象となる公園、遊園、緑地、緑道（以下、「公園」という）の所在地は別表のとおりとし、除草範囲については担当職員の指示によるものとする。

3. 履行期間

本業務においては、履行期間を前期と後期の 2 期に分け業務を遂行するものとし、この期間は、下記によるものとする。

本業務における前期・後期の履行期間

前期	契約日～令和 8 年 8 月 14 日
後期	令和 8 年 9 月 1 日～令和 8 年 10 月 30 日

4. 作業日及び作業時間

本業務における作業は、本庁の開庁日（土曜日、日曜日、祝日以外の日）の午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に行うものとする。ただし、地元要望等により上記日以外及び上記時間以外に作業を行う必要があるときは、受注者はあらかじめ所定の様式により発注者の許可を得なければならない。

5. 受注者の負担

本業務において発生し得る以下の項目に係る費用については、原則として受注者負担とする。

- 1) 本仕様書、設計図書等に明記されていない軽易な作業
- 2) 本業務に必要な諸手続、立会等
- 3) 作業内容に応じて必要な協議資料の作成及び申請

6. 受注者の損害の賠償

本業務に伴い、公園等の施設、樹木等及び第三者に損害を与えたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者がその費用を負担する。

7. 承認又は立会を要する事項

受注者は、下記項目については、担当職員と事前に協議した上、承認又は立会を受けなければならない。

- 1) 作業上支障となるものの処理
- 2) 作業範囲が不明確なとき
- 3) 公園の敷地外からの作業を要するとき（軽微なものは除く）
- 4) 仕様書により難しい内容
- 5) その他、担当職員が必要と判断する内容

8. 提出書類

本業務の履行にあたり提出しなければならない書類は、下表の通りである。

提出書類	提出期限	様式
業務着手届	契約締結後 7 日以内	1
業務担当責任者通知書	契約締結後 7 日以内	2
業務担当責任者経歴書	契約締結後 7 日以内	3
業務計画書	契約締結後 7 日以内	4
廃棄物処理計画書	契約締結後 7 日以内	5
再委託通知書（必要時のみ）	必要時の 7 日以内	6
事業系一般廃棄物搬入承諾申請書	契約締結後 7 日以内	まち美化推進課様式
作業時間及び作業時期変更承諾申請書（必要時のみ）	変更前 7 日前まで	7
週間工程表(予定・実施)	実施する前週の木曜日中	8
	実施した翌週の月曜日午前中	
廃棄物処理報告書	完了後速やかに	5
業務写真集	完了後速やかに	—
業務出来形届	完了後速やかに	9
業務完了届	完了後速やかに	10
委託料請求書	検査合格後速やかに	11
業務打合簿（必要時のみ）	事案発生の都度速やかに	12

注) 上記「業務計画書」は、業務委託契約書第 3 条の「業務処理計画書」に相当するものとする。

9. 業務計画書

受注者は、提出する業務計画書に以下の事項を記載しなければならない。

- 1) 業務概要
- 2) 計画工程（前・後期の計画工程表）

計画工程表は、実施予定時期について担当職員が指定した公園はこれに基づき、指定がない公園は以下に基づき所定の様式により作成するものとする。なお、本計画書提出以降であっても、地元からの要望や近接工事等により発注者から作業日の指定があるときは適宜対応するものとする。

- ア) 除草回数が3回の公園・緑地は、前期2回と後期1回を原則とする。
- イ) 除草回数が2回の公園・緑地は、前期1回と後期1回を原則とする。
- ウ) 除草回数が1回の緑地は、前期1回を原則とする。
- エ) 同一公園の作業時期が近接にならないようにする。

- 3) 作業方法
- 4) 廃棄物処理計画
- 5) 安全対策
- 6) 緊急時の体制及び対応
- 7) その他、担当職員が必要と判断する内容

10. 実施方法

- 1) 担当職員との工程調整

- ア) 作業を実施する週の前週木曜日中にメールまたはFAXにて週間工程表（予定）を提出しなければならない。
- イ) 担当職員が実施日を変更するよう指示したときは、これに基づき対応しなければならない。
- ウ) 作業完了後、翌週月曜日の午前中にメールまたはFAXにて週間工程表（実施）を提出しなければならない。

- 2) 住民への案内

- ア) 作業予定日の3日前までに別紙「公園除草作業のお知らせ」を近隣住宅へ各戸配布しなければならない。
- イ) 上記ビラの配布は全公園を対象とするが、担当職員が対象外と指定する公園はこの限りではない。

- 3) 作業方法等

作業にあたっては以下に留意し行うものとする。

- ア) 作業は機械除草を基本とし、植栽やフェンスの際等、機械除草し難い箇所を人力除草とする。
- イ) 機械除草で使用する機材は、肩掛け式草刈機（カッター径255mm）とし、これにより難いときは、あらかじめ担当職員と協議し、承認を得なければならない。
- ウ) 作業中は除草ゴミ等が周囲に飛散しないよう養生を行うものとする。
- エ) 作業に伴う障害物の除去は本業務に含むものとする。

オ) 除草後に園内清掃を実施し、残廃やゴミを収集し場外にて処分する。

4) 廃棄物の処分

本業務に伴い発生する一般廃棄物は以下により処分するものとする。

ア) 処分地は下記の場所とし、搬入に際しては、処分地の搬入基準を満たさなければならない。

建設副産物	処分地 連絡先	受入時間	その他受入条件
除草ゴミ (一般廃棄物)	城南衛生管理組合 (クリーン 21 長谷山) 0774-52-2433	8時30分～16時00分 (12時から13時は除く)	受入休止日 土・日曜日、祝日

イ) やむを得ない事情により、上記処分地により難しいときは、担当職員と協議しその指示によるものとする。

5) 処分費用の支払いについて

一般廃棄物の処分量はあらかじめ確定できないため、本委託費にはその処分手数料は含んでおらず、受注者が立替えてこれを支払うものとし、発注者からの受注者への支払いは以下によるものとする。

ア) 各期の業務完了時または全期の業務完了時に別途発注者が指定する請求書を用いて、領収書原本を添付し請求するものとする。

イ) 当該請求額には、名目を問わず一切の金銭を付加しないものとする。

1 1. 安全管理

1) 安全施設の設置

作業中は公園の入口に「除草作業中」の看板を設置するとともに、作業区域内に公園利用者が立ち入らない措置を講じなければならない。また、必要に応じてフェンス等を設置するなど安全対策を講ずるものとする。

2) 飛散防止

民地や道路・第三者へ飛び石等による被害を防ぐため事前に除去を行い、シート等で防護するなど飛散防止に努めるものとする。

1 2. 担当職員への報告について

下記の項目に該当する事案が発生したときは、直ちに担当職員に報告しなければならない。

- 1) 住民等から作業の中止、変更その他要望があったとき。
- 2) 公園等の管理上危険な樹木及び公園施設等を発見したとき。
- 3) 通行人、周辺家屋及び車両等に損害を与えたとき。
- 4) 予定工程と実施工程とに大幅な差異が（概ね10日以上）生じたとき。

1.3. 出来形管理

出来形規格値は、下表のとおりである。

工種	項目	規格値
人力除草	公園・遊園	作業後の草丈 30mm以下
	緑地・緑道	作業後の草丈 50mm以下
機械除草	公園・遊園	作業後の草丈 30mm以下
	緑地・緑道	作業後の草丈 50mm以下

1.4. 写真管理

写真管理は作業毎に下表によるものとし、必要に応じて担当職員との協議によりその頻度を増減できるものとする。

種別	工種	撮影箇所	撮影頻度
着手前・作業中・完成後の各段階の状況	人力除草 機械除草	全景又は代表部分	公園面積 500 m ² 未満 1 箇所
			公園面積 500 m ² 以上 1 箇所
出来形		代表部分	公園面積 500 m ² 以上 1 箇所
安全管理		各種安全施設の設置箇所	公園面積 500 m ² 以上 1 種類につき 1 箇所

1.5. 部分払いについて

受注者は、前期業務が完了したときに部分払いを求めることができる。部分払いを行うときは以下によるものとする。

- 1) 受注者は、前期業務終了後速やかに業務完了届を提出し、必要書類を整え、部分完了検査を受ける。
- 2) 前期支払額は業務出来高相当額とし、後期支払額は受注額から前期支払額を差し引いた額とする。

1.6. その他

1) 請負業者賠償責任保険の加入

ア) 受注者は業務遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えたときの損害賠償のために、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。

イ) 上記の保険に加入したときは、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを業務着手日までに担当職員に提出しなければならない。

- ウ) 保険の期間は、契約期間とする。
 - エ) 保険金額は、委託金額、業務の種類、規模等により受注者が定めるものとする。
 - オ) 契約は、業務ごとの契約とするか、年間に付する総括契約とするかを問わない。
- 2) 不正軽油使用の防止の徹底
- ア) 受注者は、建設機械等の燃料としての軽油は JIS 規格軽油以外のものを使用してはならない。
 - イ) 下請業者等に対しても、不正軽油使用防止の指導・監視を徹底しなければならない。
 - ウ) 受注者は、京都府税務調査員による燃料検査に協力しなければならない。
- 3) 環境等の保全
- 工事車両のアイドリングストップを励行するものとする。
- 4) 指名停止要領 10 条の遵守について
- 受注者は、宇治市が指名停止措置を行っている第三者に対して、宇治市の契約についての全部若しくは一部を委託し、又は受託させてはならない。
- 5) 公園緑地課共通キーについて
- 施錠されている公園等での作業や作業用車両の乗り入れの際は、公園緑地課にて貸し出している全公園共通キーが必要なので、借用申請を行いこれを借用し、委託期間終了後に返却しなければならない。
- 6) 苦情等の対応について
- 作業中に近隣住民から苦情があったときは真摯に対応し問題の解決をはかるものとし、受注者にて対応し難いときはただちに担当職員に連絡し、指示を仰ぐものとする。

令和8年〇月

公園近隣の方々へ

宇治市都市整備部公園緑地課

公園除草作業のお知らせ

日頃から、宇治市公園行政についていろいろとご協力をいただきお礼申し上げます。

この度、〇〇〇〇〇公園において、公園内の除草作業を下記の通り行うこととなりました。

つきましては、作業中なにかとご不便ご迷惑をお掛けしますが、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

記

作業期間：令和8年〇月〇日(〇)～〇月〇日(〇)のうち〇日程度

AM8:30～PM5:00

※上記時間の前後30分程度、準備・片づけ等を行うことがあります。

※天候により、作業日が順延することがあります。

施工業者：〇〇〇〇〇〇 担当 〇〇

TEL：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当課：宇治市 都市整備部 公園緑地課 公園係 〇〇

TEL：20-8795(直通)

令和8年度 除草業務委託(中部) 業務箇所一覧表
公園・遊園

番号	地区名	公園名	所在地	予定回数	公園面積 [m ²]
1	小倉町	巨椋児童遊園	小倉町寺内91の一部	3	608.00
2	広野町	成田公園	広野町成田1-44ほか	1	3654.00
3	羽戸山	菟道公園	羽戸山2丁目1-79	2	9269.55
4	菟道	岡谷児童遊園	菟道岡谷19-30	2	157.00
5	菟道	菟道河原児童公園	菟道河原5-1	2	1170.57
6	菟道	大垣内児童遊園	菟道大垣内68-5	2	100.06
7	菟道	大垣内第2遊園	菟道大垣内41-44	2	253.00
8	菟道	荒槇南児童遊園	菟道荒槇35-6	2	389.17
9	菟道	藪里児童遊園	菟道藪里41-8他	2	220.00
10	菟道	藪里第2児童遊園	菟道藪里28-6	2	153.00
11	菟道	西隼上り第2遊園	菟道平町1-23	2	160.00
12	明星町	明星第1児童公園(法面含む)	明星町2丁目4-13	2	1078.29
13	明星町	明星第2児童公園(法面含む)	明星町3丁目11-124	2	733.01
14	明星町	明星第3児童公園	明星町2丁目9-52	2	995.54
15	明星町	明星第4児童公園	明星町1丁目23-2	2	637.88
16	明星町	明星第5公園	明星町4丁目9-1	2	2110.65
17	明星町	明星児童遊園	明星町3丁目6-246	2	187.08
18	宇治	東内遊園	宇治東内45-2	2	295.52
19	宇治	半白児童公園	宇治半白73-4	2	1120.71
20	宇治	半白第5児童遊園(通路のみ)	宇治半白8-6	2	85.80
21	宇治	戸ノ内児童遊園	宇治戸ノ内30-10	2	153.77
22	宇治	半白第8遊園	宇治半白68-10	2	153.00
23	宇治	半白第9遊園	宇治半白15-26	2	100.00
24	宇治	天神遊園	宇治天神38-4	2	173.00
25	槇島町	槇島落合児童公園	槇島町落合97-11	2	500.62
26	槇島町	西目川児童遊園	槇島町落合230	2	214.87
27	槇島町	目川児童遊園	槇島町目川180-3	2	189.00
28	槇島町	中川原児童公園	槇島町中川原146-11	2	730.26
29	槇島町	一ノ坪第4遊園	槇島町一ノ坪39-3	2	109.00
30	槇島町	落合児童遊園	槇島町落合145-50	2	209.42
31	槇島町	落合第3児童遊園	槇島町落合142-5	2	154.38
32	槇島町	落合第7遊園	槇島町落合220-13	2	213.54
33	槇島町	落合第8遊園	槇島町落合102-31	2	117.00
34	槇島町	落合第9遊園	槇島町落合43-17	2	244.00
35	槇島町	南落合第4遊園	槇島町南落合22-7	2	137.00
36	槇島町	吹前児童公園	槇島町吹前37の一部	2	1097.36
37	槇島町	槇島公園	槇島町北内156	2	2500.00
38	槇島町	清水児童遊園	槇島町清水76-1	2	99.06
39	槇島町	十六児童遊園	槇島町十六38-8	2	285.13
40	槇島町	千足児童遊園	槇島町千足12-9	2	100.00
41	槇島町	槇島第2児童遊園	槇島町三十五41-8	2	100.04
42	小倉町	寺内第2遊園	小倉町寺内3-14ほか	2	127.14
43	小倉町	天王児童遊園	小倉町天王15-1	2	306.00
44	小倉町	蓮池児童公園	小倉町蓮池122-5	2	1429.27
45	小倉町	堀池第1児童公園	小倉町堀池39-15	2	892.28
46	小倉町	堀池第3児童遊園	小倉町堀池37-2	2	113.77
47	小倉町	堀池第4遊園	小倉町堀池53-4	2	135.00
48	伊勢田町	南遊田第1児童遊園	伊勢田町南遊田29-10	2	100.00
49	伊勢田町	南遊田第2児童遊園	伊勢田町南遊田14-2	2	141.00
50	伊勢田町	南遊田第3児童遊園	伊勢田町南遊田32-44	2	454.48
51	伊勢田町	南遊田第4児童遊園	伊勢田町南遊田35-7ほか	2	373.00
52	伊勢田町	ウトロ遊園	伊勢田町ウトロ51-40ほか	2	257.00
53	宇治	矢落第4児童遊園	宇治矢落13-18ほか	2	102.78
54	宇治	西町公園	宇治式番32-3	2	1761.27
55	宇治	くすのき広場	宇治天神51-1、宇治米阪49-3・4	2	1671.84
56	宇治	蛇塚児童遊園	宇治蛇塚49-21,51-46	2	391.62
57	宇治	蛇塚第3遊園	宇治蛇塚26-9	2	187.00
58	天神台	天神台第2児童公園	天神台1丁目11-2	2	1674.57

令和8年度 除草業務委託(中部) 業務箇所一覧表
公園・遊園

番号	地区名	公園名	所在地	予定回数	公園面積 [m ²]
59	神明	石塚児童遊園	神明石塚54-7	2	498.00
60	神明	石塚第3児童遊園	神明石塚16-20	2	173.17
61	神明	石塚第4児童遊園	神明石塚33-26	2	189.03
62	神明	宮北児童遊園	神明宮北22-1	2	490.15
63	南陵町	南陵第1児童公園	南陵町5丁目1-79	2	1197.84
64	南陵町	南陵第2児童公園	南陵町3丁目1-73の一部	2	2369.89
65	南陵町	南陵第3児童公園	南陵町1丁目1-351の一部	2	601.82
66	南陵町	南陵第4児童公園	南陵町1丁目1-330	2	1125.35
67	南陵町	南陵第5児童公園	南陵町5丁目1-84	2	501.02
68	南陵町	南陵第1児童遊園	南陵町4丁目1-115	2	709.66
69	小倉町	老ノ木児童公園	小倉町老ノ木53-4の一部	2	615.33
70	小倉町	中畑第2児童遊園	小倉町中畑49-2	2	485.46
71	小倉町	中畑児童遊園	小倉町中畑19-6	2	105.33
72	小倉町	小倉東山児童遊園	小倉町東山8-31	2	100.12
73	小倉町	小倉東山第3遊園	小倉町東山13-10	2	140.00
74	小倉町	南浦第4児童遊園	小倉町南浦62-34	2	146.77
75	小倉町	南浦第5児童遊園	小倉町南浦46-20,151-8	2	100.04
76	小倉町	神楽田第2児童遊園	小倉町神楽田21-8	2	100.00
77	開町	ひらき遊園	開町45-4	2	122.00
78	開町	ひらき第2遊園	開町51-47	2	222.00
79	伊勢田町	北山公園	伊勢田町北山18-42	2	3401.91
80	伊勢田町	井尻第2児童遊園	伊勢田町井尻26-10	2	101.00
81	伊勢田町	井尻第4遊園	伊勢田町井尻33-4	2	126.00
82	伊勢田町	伊勢田南山児童遊園	伊勢田町南山10-1ほか	2	127.16
83	伊勢田町	遊田西児童遊園	伊勢田町遊田58-12	2	119.76
84	伊勢田町	遊田三角児童遊園	伊勢田町遊田12-11	2	357.67
85	伊勢田町	遊田四角児童遊園	伊勢田町遊田12-12	2	139.81
86	伊勢田町	砂田第2児童遊園	伊勢田町砂田70-10	2	100.26
87	伊勢田町	砂田第3児童遊園	伊勢田町砂田40-5	2	225.00
88	伊勢田町	砂田北児童遊園	伊勢田町砂田71-29	2	150.74
89	伊勢田町	伊勢田第2児童遊園	伊勢田町ウトロ2-88	2	319.96
90	伊勢田町	中ノ荒遊園	伊勢田町中荒15-13,106	2	100.00
91	伊勢田町	名木第1児童公園	伊勢田町名木1丁目1-281	2	1399.54
92	伊勢田町	名木第2児童公園	伊勢田町名木2丁目1-57	2	1672.83
93	伊勢田町	名木第3児童公園	伊勢田町名木1丁目1-136	2	701.94
94	伊勢田町	浮面第3児童遊園	伊勢田町浮面47-41	2	168.35
95	伊勢田町	中山児童遊園	伊勢田町中山85-26	2	100.00
96	伊勢田町	中山第2児童遊園	伊勢田町中山69-7	2	150.01
97	伊勢田町	若林児童遊園	伊勢田町若林4-3	2	103.00
98	広野町	桐生谷遊園	広野町桐生谷10-7,13-7	2	300.61
99	広野町	緑ヶ原児童公園	広野町新成田100-234	2	1757.22
100	大久保町	上ノ山第2児童遊園	大久保町上ノ山43-66	2	100.00
101	大久保町	田原第2遊園	大久保町田原36-3	2	287.00
102	大久保町	井ノ尻児童遊園	大久保町井ノ尻3-7,9-3,-4,-5	2	413.04
103	大久保町	北ノ山児童遊園	大久保町北ノ山14-6	2	141.76

令和8年度 除草業務委託(中部) 業務箇所一覧表
 緑地・緑道

番号	地区名	公園名	所在地	予定回数	公園面積 [m ²]
201	菟道	出口緑地	菟道出口40-78	2	165.00
202	菟道	森本緑地(西・中央・東ブロック)	菟道森本1-21ほか	2	208.18
203	明星町	明星第1緑地	明星町1丁目5-34	2	1125.78
204	明星町	明星第2緑地	明星町1丁目3-40	2	679.21
205	明星町	明星第3緑地	明星町4丁目12-12	2	641.01
206	宇治	朝霧緑地	宇治又振63-5ほか	2	1419.48
207	宇治	山田緑地	宇治山田13-8	2	460.59
208	宇治	矢落緑地	宇治矢落32-14	2	55.40
209	伊勢田町	くだもの児童遊園	伊勢田町浮面14-20	2	474.00
210	開町	ひらき緑地	開町63-142	2	436.00
211	広野町	新成田第2緑地	広野町新成田37-11	2	406.13
212	広野町	新成田第3緑地	広野町新成田37-15	2	343.67
213	大久保町	大竹緑地	大久保町大竹15-5	2	506.15

週間工程表(予定・実施)

提出日:

受注業者:

公園名		令和8年度 都市公園等の除草業務委託(中部地区)						備考
		/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	
	予定							
	実施							
	予定							
	実施							
	予定							
	実施							
	予定							
	実施							
	予定							
	実施							
	予定							
	実施							
	予定							
	実施							
	予定							
	実施							
	予定							
	実施							

※公園名は、略さず正式名称を記入すること。
 ※予定と実施は、マス内に、「—」(横線)や「○」(丸印)などでわかりやすく記入すること。
 ※予定や実施が2週にまたがる場合は、備考にその旨を記載し2週分提出すること。